全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会実施規程

第１章（総　　則）

第１条　全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会は、毎年１月に実施する。

第２条　実施会場・日時は、その年ごとに理事会でこれを定める。

第３条　このコンテストは、県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、あわせて全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の予選も兼ねるものとする。

第４条　その年度の全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会実施案は第二事業部会で作成する。

第２章（実施部門および参加人数）

第５条　実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加する。
（１）中学生の部　（２）高等学校の部　（３）大学の部　（４）職場・一般の部
ただし、中等教育学校においては、前期課程を中学生、後期課程を高校生とみなす。

第６条　各アンサンブルの編成は、３名以上８名までとし、地区大会と同一メンバーとする。

第３章（資　　格）

第７条　各部門の参加資格は愛媛県吹奏楽連盟に登録された加盟団体に属するグループで、次のとおりとする。

（１）中学生の部
構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※１の参加は認める）
参加形態は以下のとおりとする。
①　単独校　従来どおりの参加形態。
②　合同バンド　部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③　地域バンド　任意の個人または団体が組織し、小学生※１、中学生※２で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

（２）高等学校の部
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）

（３）大学の部
構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（４）職場・一般の部
構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※１　小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※２　中学生
学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

２　その他、第７条第１項（１）－②、③に該当しない団体の参加については、第二事業部でこれを検討し、理事長が参加の可否を決定する。

第８条　同一奏者が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。

第４章（演奏・審査・表彰）

第９条　編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。
ただし、
（１）コントラバスのみによる編成、およびピアノ・電子楽器、リコーダーの使用は認めない。
（２）同一パートを２名以上の奏者で演奏することは認めない。
（３）独立した指揮者を認めない。
（４）参加グループは全パート記入のスコアを提出するものとする。

第10条　出場グループは自由曲１曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も１曲とみなす。演奏する曲は地区予選・県大会を通じて同一の曲でなければならない。

第11条　著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
（注）　１）作曲者の死後およそ７０年を経ていない大半の作品には、著作権が存在する。
　　２）編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第12条　演奏時間は５分以内とする。これを超過した場合は失格とし、審査対象としない。

第13条　部門順序・出演順序は第二事業部で決定する。

第14条　このコンテストの審査員は総会及び第二事業部より推薦された候補者の中から選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。審査員の数は５名（県外４名以上）とする。

第15条　審査方法は理事会の定める全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会審査内規による。

第16条　表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

第５章（代　表　の　選　出）

第17条　四国支部大会への愛媛県代表は次のとおりとする。
（１）　理事長は演奏審査の結果、各部門毎に、上位の団体より代表権を与える。ただし１団体のみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。
（２）各部門における代表数は全日本アンサンブルコンテスト四国支部規定による。

第６章（そ　　の　　他）

第18条　コンテスト実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第19条　全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会役員は、その年度ごとに理事会の推薦により理事長が委嘱する。

第20条　このコンテストの運営経費は次によってまかなわれる。
（１）参加分担金・・・・参加団体より
（２）入場料（プログラム売上金含む）
（３）その他・・・・・・広告料、撮影・録音・録画権料等

第21条　会場内で演奏及び審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。

第22条　このコンテストに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の申込書によって理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第23条　その他、全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会開催条項の細目については理事会において定める。

第24条　この規程は、全日本アンサンブルコンテスト実施規程の改訂・本連盟の総会の議決により改訂することができる。

第25条　この規程は、平成12年４月22日より施行する。
この規程は、平成21年４月18日に改定する。
この規程は、平成23年４月16日に改定する。
この規程は、平成25年４月21日に改定する。
この規程は、平成26年４月19日に改定する。
この規程は、令和５年４月23日に改定する。
この規程は、令和６年４月20日に改定する。
表記の一部を令和７年４月19日に変更する。

全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会審査内規

第１条　この内規は全日本アンサンブルコンテスト愛媛県大会実施規程第15条に基づき審査及び判定について定めるものである。

第２条　審査員は５名（県外４名以上）とし、理事会で選出したのち、理事長が委嘱する。審査員は原則として、演奏家、作曲家、指揮者、音楽教育者、音楽評論家等の中から、吹奏楽についての専門的知識と指導経験を有するか、吹奏楽について広い知識と見識を有するものとする。

第３条　判定委員会は、理事長及び理事長の委嘱した者がこれにあたる。

第４条　各グループの演奏の技術・表現それぞれの項目について評する。
　演奏について　ア、演奏の技術　　イ、表現力　のそれぞれ10点法により評価し、ア､イを合計して20点満点とする。

第５条　集計結果の処理は判定委員会が行う。判定委員会は、下位カットをした集計結果に基づき、各グループを得点順に並べ、その得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の３賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は３：５：２を目安とする。

第６条　理事長は、判定委員会の原案に基づいて審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第７条　全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への県代表の選出は、次のとおりとする。
　中学生の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部の各部門参加グループの評価総点の高位から順に代表を選出する。ただし、同点同位により代表枠数に対する超過が生じた場合、全審査員が同点団体だけに同位がないように順位をつけ、その結果を見て高順位多数順とする。高順位多数順によって順位が決定しない場合、予め指名された審査員長の順位を優先させ、順位を決定する。

第８条　次の項目の違反の場合は理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。
（１）演奏時間の違反
（２）演奏者の資格違反
（３）出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合
（４）曲目・出演者数等による違反
　（計時は３名の実行委員が行い、その半分以上が違反と認めた場合）

第９条　審査票は出場グループに渡し、審査一覧表は出演グループに公表することができる。

第10条　この内規は理事会の議決によって改訂することができる。

第11条　この内規は、平成12年４月22日より施行する。
　この内規は、令和６年４月20日に改定する。
　表記の一部を令和７年４月19日に変更する。